



民法編 「相続」

弁護士 丸谷 誠

第11回 遺産分割のトラブルを避けるためには

高齢化に伴って遺産に関する悩み事やトラブルが多くなったように感じる昨今ですが、遺産問題をきっかけに親族が争うようなことは避けたいところです。「うちは親族が仲良しなので遺産争いは無縁」などと安心はできません。遺産争いは例えば「遺産を独り占めしてやろう」等と絶対的に悪い人がいるケースよりも、ちょっとしたコミュニケーション不足により誤解が生じ、一気に信頼関係が崩れてしまうケースのほうが多いのです。今回は、遺産トラブルが生じる原因について考えていきます。

【事例】

父親、母親、長男、次男という家族構成で、父親が亡くなりました。長男は両親が住む帯広市内に住み、何かがあったときは両親の身の回りの世話をしたり、お金の管理をしていました。次男は、大学を卒業してから札幌に住んでいます。

原因1 今後のスケジュールを伝えていない

父親の遺産は長男が管理していますので、遺産の話し合いは長男が中心に進んでいきます。長男は、次男が忙しいと思い、また「兄弟だから任せてくれるだろう」と思い、いつ頃に財産の全容が分かりそうか、遺産分割の話し合いはいつ頃か、相続税はいつ申告するかなどを、二男に伝えていませんでした。二男は今後どうなるのか分からず「不安」が「不満」に変わっていきます。

原因2 生前の財産管理が不透明である

長男が生前に財産管理をしていた場合、管理状況が不透明だと、長男が使い込んでいたのでは？と感じることもあります。二男の不信感が長男に伝わろうものなら、長男は「親の面倒も見ないで、お前は金のことばかりだな！」と激怒するでしょう。生前の財産管理をする場合は、必ず帳簿につけておくか、成年後見制度を利用するなどして、管理状況をオープンにするべきでしょう。

原因3 長男が遺産問題について仕切りすぎる

父親の財産を管理していた長男を中心に遺産分割が進んでいくことにはなりますが、よかれと思っていても、対応を誤ると二男の受け止め方は全く違うものになります。二男は「兄からもらうのではなく父からもらうんだ」という気持ちや、自分は財産を欲しくないのに長男が多くを相続しようと操作している、などという反発心が生まれます。

残してくれた財産を守っていくために「協力してほしい」という姿勢が大切であり、例えば、実印は長男が二男に訪問して押してもらうような配慮が必要でしょう。

原因4 同居と別居の苦勞の違いを理解し合えてない

長男は介護の苦勞を次男に分かってもらえない。二男は長男がタダで家に住めて生活費を出してもらっていると考えることがあります。生前からのコミュニケーション、お互いへの感謝の気持ちを持つことが大切です。

原因5 バランスを考えずに相続税対策をしてしまった場合

例えば、相続税対策で長男の子を父親の養子にした場合、節税効果はありますが、長男の系列に多く財産がいくことになり次男が不満を持つことは必至です。例えば、父親に財産を守るために次世代の孫にも相続させるのだという考えあり、そのことが遺言などに残されていれば問題は起こらないでしょう。また、相続税対策として生前贈与や生命保険を利用することが考えられますが、どちらかの相続人に偏ってしまうと争いの原因となります。差を設けることに理由があるのであれば、遺言書を作成し、どうしてそのような差を設けるのかの理由を「付言事項」に書き残しておくべきでしょう。

原因6 遺産分割の場で相続人の配偶者などの相続人以外が口をはさむ

例えば、長男の妻、二男の妻などは、相続人の立場にありません。二男の妻が相続人である夫を代弁することにより、長男に「部外者は口をはさむな」という思いが生じることもあります。こうなると感情的なものが先行して、冷静な話し合いが困難になります。話合いの内容とは違うところでの争いが始まってしまいます。

遺産トラブルの原因をみると、財産が多い、少ないは関係がないことがわかります。身近な問題として、気に留めていただければと思います。

